

**「みきゃん」オリジナルカレンダーデザイン制作業務委託
に係る企画・デザインコンペ要領**

1 趣 旨

みきゃんの魅力を全面的に引き出すとともに、愛媛県の認知度向上にもつながるカレンダーを作製し、「愛媛&みきゃん応援団」の県内外の店舗・事業所や県内各市町のデジタルサイネージ等に掲示して、みきゃんと愛媛県に対する応援の輪を全国に広げることとし、当該カレンダーデザイン制作業務を委託する候補者を選定するため、この要領に基づき企画・デザインコンペ（以下「コンペ」という）を行う。

2 委託業務の内容等

別紙「仕様書（案）」のとおり

3 契約金額の上限

154,000円（消費税額、地方消費税額及び当業務に係る一切の経費を含む。）

4 応募者の資格

- ① 知事の審査を受け、「令和5～7年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格」を企画提案書提出期限時点で有していること。
- ② 過去5年間において、類似業務の制作実績を有していること。
- ③ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ④ 県が発注する製造の請負等に係る入札参加資格停止の措置を受けていないこと。
- ⑤ コンペ作品を制作したスタッフが、採用後も制作に当たること。
- ⑥ 県内に主たる事業所（本社又は本店等）を有し、必要な都度面談できるスタッフを配置できること。

5 日程

参加申込書提出期限 質問書提出期限	9月9日（火） 15時まで
企画提案書提出期限	9月16日（火） 15時まで
委託業者選定審査会	9月下旬
委託業者決定通知	9月下旬～10月上旬

6 企画提案について

(1) 参加申込

コンペに参加しようとする事業者は、次により別添「「みきゃん」オリジナルカレンダーデザイン制作業務」に係る企画・デザインコンペ参加申込書」（様式1）を提出してください。

- 提出期限 令和7年9月9日（火） 15時（必着）
- 提出方法 持参又はメール
- 提出先 「10 問い合わせ先・提出先」のとおり

(2) 質問及び回答

質問がある場合は、上記（1）に示す提出期限までに同様の方法で「質問書」（様式2）を

提出してください。

回答は、参加申込者全員に対し行います。

(3) 企画提案書の提出

(ア) 提出物

提出物	様式	部数	備考
(1) 企画提案書の提出書及び申告書	様式 3	1	
(2) 企画書	様式 4	6	
(3) 応募者の概要	様式 5, 6	6	○応募者及び各担当会社の概要などを記入すること。 ○実績作品を添付する場合は、5点以内とすること。
(4) スタッフの経歴	様式 7	6	○総括責任者及びスタッフの経歴（実績・主な作品）を記入すること。
(5) 提案作品	—	6	○1社それぞれ1案ずつ提出すること。 ○令和8年（1月～12月）の年間カレンダーの構成案とすること（着色までは要求しない）。
(6) 見積書	—	1	○消費税及び地方消費税相当分を含む額とすること。

(イ) 提出期限

令和7年9月16日（火）15時（必着）

(ウ) 提出にあたっての留意事項

- （ア）の(2)から(5)については、それぞれ1部を1セットとして、クリップ等で留めること。
- すべての書類について、透明シート等の表紙はつけないこと。

7 審査

(1) 審査方法

「みきゃん」オリジナルカレンダーデザイン委託業者選定審査会において書面による審査を行い、委託業者を選考する。

(2) 審査項目

業務体制、実績、企画内容、提案作品、提案価格（見積価格）などを総合的に審査する。

(3) 審査結果の通知

応募者には審査結果を書面で通知する。

8 失格

以下の事項に該当する場合は失格とする。

- (1) 書類の提出方法、提出先、提出期限が守られなかった場合。
- (2) 契約金額の上限を超過した見積書を提出した場合。
- (3) 提出書類に不備があった場合、または指示した事項に違反した場合。
- (4) その他、当該コンペに関して不正な行為を行った場合。

9 留意事項

- ①応募に要する費用は、応募者の負担とする。
- ②企画書や提案作品を受理した後の追加及び修正は認めない。
- ③提出物は返却しない。
- ④「企画・デザインコンペ参加申込書」を提出した事業者が、企画提案書を提出期限までに提出しなかった場合は、コンペへの参加を辞退したものとみなす。
- ⑤選定された委託候補者と、提出いただいた企画提案を基に業務について協議を行い、仕様書を作成するため、協議の過程で提案内容の一部変更がある場合がある。なお、協議が整わなかった場合は、次点者と協議を行うものとする。
- ⑥協議のうえ、決定した仕様書に基づき、委託候補者から提出された見積書が、予定価格の範囲内であることを確認して契約を締結する。（契約保証金は愛媛県会計規則第152条から第154条までの規定により取扱う。）
- ⑦カレンダーの印刷及び梱包については、別途受託者を決定し委託することとしている。

10 書類の提出先及び問い合わせ

〒790-8570 愛媛県松山市一番町4-4-2

愛媛県 企画振興部 政策企画局 広報広聴課 広報プロモーショングループ 担当：河野

TEL：089-912-2241 E-Mail：kohokocho@pref.ehime.lg.jp